

○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

平成27年3月27日長野市条例第3号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を設置し、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、附属機関の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 附属機関は、必要に応じて市長等に意見を述べることができる。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が必要と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

（特別委員及び専門委員）

第4条 附属機関に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があると認めるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは専門委員を置くことができる。

- 2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者等のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長等）

第5条 附属機関に会長又は委員長等（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等の指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 附属機関は、会長等が招集し、会長等が会議の議長となる。

- 2 附属機関は、委員（議事に關係のある特別委員が置かれている場合にあっては、当該委員を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議事に關係のある特別委員が置かれている場合にあっては、当該委員を含む。）の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

4 附属機関は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（部会等及び議決の特例）

第7条 附属機関に、特定又は専門の事項に係る調査及び審議のため必要に応じて部会、専門分科会又は小委員会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会等について準用する。

＜第3項は省略＞

（守秘義務）

第8条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

＜附則は省略＞

別表（第2条関係） ＜総合計画審議会以外は省略＞

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市総合計画審議会	市長の諮問に応じ、長野市総合計画に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年